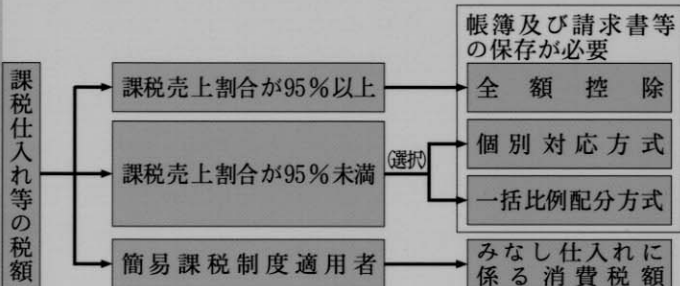


仕入税額控除の計算

「課税仕入れ」とは、事業者が、事業として他の者（当該他の者が事業としてその取引を行うとした場合、課税資産の譲渡等に該当することとなるものである）から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいう（法2①十二）。

④ 免税事業者や消費者からの商品や中古品等の仕入れは課税仕入れに該当する。



【課税売上割合】（令48）

課税資産の譲渡等の対価の額（税抜課税売上高+免税売上高）
 資産の譲渡等の対価の額（税抜課税売上高+免税売上高+非課税売上高）

- ④1 「個別対応方式」は、課税仕入れ等について、①課税資産の譲渡等により要するもの、②その他の資産の譲渡等により要するもの、③これらに共通して要するものに区分が明らかにされている場合に選択できる（法30②）。
- 2 「一括比例配分方式」は、2年間継続適用しなければならない（法30⑤）。

本則課税における仕入控除税額の計算（個別対応方式と一括比例配分方式）

【個別対応方式】（法30②一）

課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額		
① 課税資産の譲渡等により要するもの	② ①と②の両方に共通して要するもの（課税売上割合で按分）	③ その他の資産の譲渡等により要するもの
仕入控除額（仕入控除できる消費税額）		仕入控除できない消費税額

（算式）
 仕入控除税額 = ①に係る課税仕入れ等の消費税額 + ③に係る課税仕入れ等の消費税額 × 課税売上割合

【一括比例配分方式】（法30②二）

課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額		
（課税売上割合で按分）		
仕入控除額（仕入控除できる消費税額）		仕入控除できない消費税額

（算式）
 仕入控除税額 = 課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額 × 課税売上割合

【仕入控除税額の調整】

①仕入れに係る対価等の返還を受けた場合（法32）

②課税売上割合が著しく変動した場合（法33）

③調整対象固定資産を課税業務用から非課税業務用に転用した場合等（法34、35）

④棚卸資産に係る消費税額について「免税事業者」が「課税事業者」となる場合又は「課税事業者」が「免税事業者」となる場合（法36）

仕入控除税額の調整

控除対象外消費税額等の所得税法上の取扱い（税抜経理適用に限る）

取引内容		所得税
資産に係るもの	課税売上割合が80%以上である場合のもの ①	必要経費に算入
	一の資産に係るものの金額が20万円未満のもの ②	
	棚卸資産に係るもの ③	
	課税売上割合が80%未満で一の資産に係るものの金額が20万円以上のもの ④	6年で必要経費算入 ④
経費に係るもの ⑤		必要経費に算入

④ 必要経費算入額

- (1) 繰延消費税額等が生じた年（所令182の2③）

$$\text{繰延消費税額等} \times \frac{\text{その年の業務を行っていた期間の月数}}{60} \times \frac{1}{2}$$

- (2) 繰延消費税額等が生じた年の翌年以後（所令182の2④）

$$\text{繰延消費税額等} \times \frac{\text{その年の業務を行っていた期間の月数}}{60}$$

※ 繰延消費税額等とは、上記表の④の資産に係る控除対象外消費税額等をいう。

消費税に関する仕訳例

取引区分等	税抜経理方式		税込経理方式	
	借方	貸方	借方	貸方
商品の売上げ	売掛金 210,000	売上 200,000 仮受消費税等 10,000	売掛金 210,000	売上 210,000
商品の仕入れ	仕入 400,000 仮払消費税等 20,000	買掛金 420,000	仕入 420,000	買掛金 420,000
経費の支出	経費 200,000 仮払消費税等 10,000	未払金 210,000	経費 210,000	未払金 210,000
固定資産の取得	固定資産 600,000 仮払消費税等 30,000	未払金 630,000	固定資産 630,000	未払金 630,000
納付税額の処理	仮受消費税等 20,000	仮払消費税等 16,000 未払消費税等 4,000	租税公課 4,000	未払消費税等 4,000
還付税額の処理	仮受消費税等 38,000 未収消費税等 2,000	仮払消費税等 40,000	未収消費税等 2,000	雑収入 2,000

税抜経理方式と税込経理方式の適用

経理方式 の 区 分		売上げ等	固定資産等		経費等	備 考			
			棚卸資産 (仕入)	固定資産 繰延資産					
原則法	①	税	込		み	全取引同一処理			
	②	税	抜		き				
混合方式	③	税 抜 き	税	抜	き	税 込 み	選 択 適 用		
	④		税	込	み	税 抜 き			
	⑤		税 抜 き	税 抜 き	税 込 み	税 込 み	固定資産等につ いては継続適用		
	⑥					税 抜 き			
	⑦					税 込 み		税 抜 き	税 込 み
	⑧								税 抜 き

④ 期中の取引は税込みで経理し、年末（月次等の場合でも認められる）に当中の取引をまとめて税抜経理する方式も認められている（直所3-8通達四）。

各種届出書

届出書名	（提出期限）
課税事業者届出書	速やかに
納税義務者でなくなった旨の届出書	速やかに
課税事業者選択届出書（※）	適用を受けようとする課税期間の初日の前日
課税事業者選択不適用届出書	適用を受けないこととする課税期間の初日の前日
簡易課税制度選択届出書（※）	適用を受けようとする課税期間の初日の前日
簡易課税制度選択不適用届出書	適用を受けないこととする課税期間の初日の前日
課税期間特例選択・変更届出書（※）	適用を受けようとする課税期間の初日の前日
課税期間特例選択不適用届出書	適用を受けないこととする課税期間の初日の前日
課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書	随時（承認を受けた日の属する課税期間以後に適用）
課税売上割合に準ずる割合の不適用届出書	適用を受けないこととする課税期間の末日

（※）は2年間継続適用しなければならない。